

京都市告示第 520 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により，新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し，平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

なお，上記地域指定に係る関係図面は，京都市環境局環境企画部環境管理課において縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 30 日

京都市長 門川 大作

| 地域の類型 | 該当地域 |
|-------|--|
| I | 別表に掲げる区域のうち，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，第 1 種中高層住居専用地域，第 2 種中高層住居専用地域，第 1 種住居地域，第 2 種住居地域及び準住居地域として定められた区域 |
| II | 別表に掲げる区域のうち，法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域として定められた区域 |

別表

| 新幹線鉄道名 | 区域 |
|--------|--|
| 東海道新幹線 | 東海道新幹線の軌道中心線から両側にそれぞれ 400 メートル以内の地域（鴨川，桂川及び山科川の橋梁に係る地域については，これら橋梁の橋けた両端のそれぞれの先端部における軌道中心線上の地点を中心とした半径 500 メートルの円内の地域）のうち，本市の区域。ただし，次の各号に掲げる用地，区域等は除く。 (1) 新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地 |

- (2) 東山トンネルの出入口における軌道中心線上の地点を中心とした半径 400 メートルの円内のトンネルに係る部分以外のトンネル用地
- (3) 鴨川，桂川及び山科川の河川区域（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項の河川区域をいう。）
- (4) 法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域として定められた区域

（環境局環境企画部環境管理課）